

旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 「旅行業等」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業及び同法第2条第2項に規定する旅行業者代理業者をいう。</p> <p>(2) 「事業者」とは、旅行業法第3条に規定する登録を受けて旅行業等を営む者をいう。</p> <p>(3) 「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する取引（以下「旅行の取引」という。）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>ア 物品及び土地、建物その他の工作物</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>イ 金銭、金券、預金証書、当せん金 附証票及び公社債、株券、商品券そ の他の有価証券</p> <p>ウ きよう応（映画、演劇、スポー ツ、旅行その他催物への招待又は優 待を含む。）</p> <p>エ 便益、労務その他の役務</p>	<p>（値引きと認められる経済上の利益）</p> <p>第1条 旅行業における景品類の提供の 制限に関する公正競争規約（以下「規 約」という。）第2条第3項ただし書き に規定する「値引きと認められる経済 上の利益」とは、事業者が相手方に対 し、旅行代金の額を減額し、又は割り 戻すこと等をいう。</p> <p>2 前項に規定する値引きと認められる 経済上の利益に該当するものを例示す ると、次のとおりである。</p> <p>(1) 旅行代金の額等を減額すること。</p> <p>(2) 旅行の割賦販売をする場合におい て、無利息とすること。</p> <p>(3) 旅行業務取扱料金の額を減額するこ と。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次のよう な場合は、値引きと認められる経済上 の利益に当たらない。</p> <p>(1) 旅行代金の額を減額又は割り戻す 場合であっても、その金銭の用途を 制限する場合</p> <p>(2) 旅行代金の額の減額等と景品類の 提供とを相手方に選択させる場合</p> <p>（旅行の取引に附属すると認められる経 済上の利益）</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>第2条 規約第2条第3項ただし書きに規定する「旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益」とは、旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものをいう。</p> <p>2 前項に規定する旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益に該当するものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 荷札、旅券用のカバー、簡便な地図及び案内書、当該旅行参加者を識別するためのワッペン、リボン、帽子等であって、妥当な範囲内のもの</p> <p>(2) 旅行参加者の安全を期するために必要な旅行の下見、意見交換会、反省会等についての費用の負担であって、妥当な範囲内のもの</p> <p>(3) 正常な商慣習に照らして旅行の取引の内容に含まれていないものであって、〇〇付として提供される妥当な範囲内のもの</p> <p>(景品類の提供とみなす場合)</p> <p>第3条 第1条第1項及び前条第1項に規定する経済上の利益であっても、次の方法により提供する場合は、景品類の提供とみなすものとする。</p> <p>(1) 提供の相手方を懸賞の方法により特定する場合</p> <p>(2) プレゼント、サービス、特典、土産等相手方に景品類の提供であると認識される表現又は方法で提供する場合</p> <p>(3) 旅行参加者に対して、モニター報酬等の名目により経済上の利益を提供する場合（モニターに対して支払</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて当該景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲内の景品類</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する場合は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲内の景品類</p>	<p>う、その仕事に相応する報酬と認められるものを除く。)</p> <p>(懸賞の定義)</p> <p>第4条 規約第3条第1号に規定する「懸賞」とは、次に掲げる方法によって景品類の提供の相手方又は提供する景品類の価額を定めることをいう。</p> <p>(1) くじその他偶然性を利用して定める方法</p> <p>(2) 特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法</p> <p>(景品類の価額の算定等)</p> <p>第5条 規約における景品類の価額の算定は、景品類の提供に係る取引の相手方が、当該商品、サービスを通常購入する場合の価格により行う。</p> <p>2 事業者が一の旅行について二以上の景品類を提供する場合は、それが別々の企画によるときであっても、提供する景品類の額は合算するものとする。</p> <p>3 事業者が、相手方事業者を代理して旅行契約を締結する場合は、相手方事業者が当該旅行契約で提供する景品類については、当該事業者の提供する景品類に合算するものとする。</p> <p>4 事業者が、運送機関、宿泊施設、観</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(相手方事業者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第4条 事業者は、相手方事業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p>	<p>光協会等(以下「他者」という。)と共同して当該旅行の参加者に提供する景品額については、当該事業者の提供する景品類に当たるものとする。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、他者が事業者と共同しないで当該旅行の参加者に提供する景品類については、次の各号に該当しない限り、当該事業者の提供する景品類に当たらないものとする。</p> <p>(1) 他者による景品類の提供の相手方が当該事業者と取引した者に限られる場合</p> <p>(2) 当該事業者が提供していると認識される表現又は方法を用いる場合</p> <p>(旅行の発表会等における景品類の提供の制限)</p> <p>第6条 規約第3条の規定は、旅行の発表会、説明会等に際し、会場への来訪者に対して旅行契約を条件としないで提供する景品類について適用する。ただし、この場合における取引価額は、当該会場において発表又は説明を行っている旅行のうち、最も安い旅行の旅行代金の額とする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(公正取引協議会)</p> <p>第5条 この規約の目的を達成するため、旅行業公正取引協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。</p> <p>3 協議会は次の業務を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第6条 協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査をすることができる。</p> <p>2 協議会は、前項の調査をするため、関係者又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができる。</p> <p>3 事業者は、前項の規定による協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>4 協議会は、第1項又は第2項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わない場合は、5万円以下の違約金を課すことができる。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為と同種又は類似の行為を再び行つてはならない旨、その他必要な措置を文書もつて警告することができる。</p> <p>2 協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認められたときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分にし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 協議会は、前条第4項又は前二項の規定により警告し、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第8条 協議会は、第6条第4項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から7日以内に協議会に対して、文書による異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>置の決定を行うものとする。</p> <p>4 協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の事項を実施するものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第9条 協議会は、この規約の実施に関する事項について、規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>(細則等の制定)</p> <p>第7条 協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出るものとする。</p> <p>附則</p> <p>この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>